

バス交通を補完する対策

1) 超小型バスの導入（一定の人口集積がある日宇地区における導入計画イメージ）

- ・日宇地区の導入計画イメージは以下のとおりです。

日宇地区における超小型バス導入計画イメージ

項目	内容
運行区間	黒髪営業所～日宇中学校南側～日宇小学校～日宇駅前
運行日	月～金（土、日、祝日を除く）
運行ダイヤ	1日3往復
料金・運賃	310円
運行車両	超小型バス
運行事業者	バス事業者（予定）
財源	地域公共交通確保維持改善事業費補助（国庫補助）他
運行開始時期	平成31年度予定

運行車両イメージ



2) 交通不便地区対策の充実（郊外ーデマンド交通）

【形成計画での記載内容】

・郊外の過疎地域など需要の少ないエリア（赤字バス路線）においては、バス路線からデマンド交通への転換について検討します。



【実施内容】

28年度以降 に事業実施	<ul style="list-style-type: none">・郊外地区の交通不便地区として、5地区（6区間）において、デマンド交通（デマンドタクシー）への転換を推進する。・平成28年度から30年度にかけて実施予定。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ア. デマンド交通への転換の基準

- ・補完路線タイプ3を対象とする。
- ・バス事業者が補完路線タイプ3の中で路線廃止を検討する需要レベルであることとする。
- ・具体的な基準については以下のとおりである。

- 概ね利用者数5人/運行以下 かつ 通勤・通学客が少数であること
- それ以外でもその付近の概ね500m圏内に他のバス路線の停留所があること、又はバス事業の経営上の特別の理由がある場合

イ. デマンド交通転換区域の方針

- ・対象廃止バス路線区間のサービス受益者の居住範囲と想定される地域（町単位）をデマンドタクシー運行計画の対象区域とする。
- ・ただし、その隣接区域周辺がもともと交通空白地区である場合は、その地域も含めて運行計画を作成するものとする。

※デマンドタクシーとは

タクシー車両を用いた、自宅から既存バス路線の主要バス停までを結ぶ新たな交通手段のこと。利用の際は、事前に事業者への予約が必要となる。

ウ. デマンド交通転換の対象

以上を踏まえたデマンド交通への転換の対象区域は以下のとおりである。

デマンド交通転換の対象

路線 タイプ	N O	廃止バス区間	バスの利用状況	デマンドを想定し た区域
補完路線 タイプ3	1	世知原（槍巻）～ 世知原温泉	1 運行あたりの利用者5人以下（平均2.23人/1 運行）であり、通勤通学定期券利用は0であることからバス運行廃止	世知原支所管内として実施済みであり、廃止後は槍巻バス停につなぐ
	2	小島入口～浅子 教会前	1 運行あたりの利用者5人以下（平均1.41人/1 運行）であり、通勤通学定期券利用は0であることからバス運行廃止	小佐々支所管内として実施予定
	3	三川内山入口～ 上三川内	1 運行あたりの利用者5人以下（平均3.45人/1 運行）であり、通勤通学定期券利用は0であることからバス運行廃止	三川内支所管内で実施予定
	4	黒髪～上木場	1 運行あたりの利用者5人以下（平均4.3人/1 運行）であり、通学定期券利用は5人であるが、うち2人は木場入口路線の利用実績があり、実質3人と判断されることからバス運行廃止。	黒髪町全域で実施予定
	5	柚木～潜木 上宇戸～柚木	1 運行あたりの利用者5人以下（平均2.39人/1 運行）であり、通勤定期券利用は1人と少ない状況であることからバス運行廃止。 1 運行あたりの利用者5人以下（平均2.02人/1 運行）であるが、小学生3人、中学生2人が通学している。しかし、小学生未満の子どもがいないことから、通学者の減少が見込まれておりバス運行廃止	柚木支所管内全体 注（1）

注（1）：市政懇談会等において地域から要望された不便地区対策の関連地区

エ. デマンド交通運行計画方針

- ・運行計画方針については以下のとおりとする。

デマンド交通運行計画方針

項目	内容
運行区間	自宅⇄接続するバス停
運行日	月曜日～金曜日（土、日、祝日を除く）
運行ダイヤ	1日4往復（自宅⇄接続するバス停）
料金・運賃	310円均一
運行車両	5人乗りタクシー車両
運行事業者	タクシー事業者
財源	メーター料金との差を補助（地域公共交通確保維持改善事業費（国庫補助）他）
運行開始時期	平成28年度～平成30年度
運行維持基準	1日1便以上、年間乗合1.0超とする。

- ・運行開始後、1年間運行維持基準を満たさない場合は、廃止若しくは、次の1年間は週2、3日運行等の減便を行い、その場合でも基準を満たさない場合は廃止とする。
- ・なお、通勤通学者の実態や需要状況を勘案し、地域で利用しやすい運行計画となるよう下記について配慮した計画とすることは可能とする。

- ・1日の便数設定方法
- ・交通空白地内のバス停の設定
- ・特定の便のみの路線定期運行
- ・利用状況により5人乗りタクシーからジャンボタクシータイプ利用
- ・タクシー台数
- ・定期券の設定